様式３　　平成29年3月29日

当初

工事執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項			契約	平成29年3月29日
工事番号	16-41340-0468	工　事　名	発注者支援業務委託（道整・再復）		着工	平成29年4月3日
入札執行年月日	平成29年3月24日		発注種別	90　その他	完成	平成30年3月30日
審議番号	公所	000000	本庁			
路線・河川名	国道２５２号外				予定価格	
工事箇所　自	大沼郡金山町大字本名地内外				21,183,120	
至						
工事概要	発注者支援業務　　Ｎ＝１式					

業者コード 業者名	落札者の住所 入札額及び再入札額		落札額（契約額）
300000412 （株）ダイヤコンサルタント 福島事務所	（1）22,000,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006001 （株）ドーコン　東北支店	（1）21,000,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006018 （株）復建技術コンサルタント 福島支店	（1）21,200,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006399 （株）道路建設コンサルタント 福島営業所	（1）19,800,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006449 国際航業（株）　福島営業所	（1）24,000,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006468 （株）近代設計　福島営業所	（1）20,000,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006469 大日本コンサルタント（株） 福島事務所	（1）20,000,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006470 （株）建設技術研究所　福島事務所	（1）24,000,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006479 （株）オリエンタルコンサルタンツ　福島事務所	（1）22,590,000 （3）	（2） （4）	予定価格超過
300006486 （株）東京建設コンサルタント 東北支社	（1） （3）	（2） （4）	辞退

※　上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※　測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式３　　平成29年3月29日

当初

工事執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項			契約	平成29年3月29日
工事番号	16-41340-0468	工　事　名	発注者支援業務委託（道整・再復）		着工	平成29年4月3日
入札執行年月日	平成29年3月24日		発注種別	90　その他	完成	平成30年3月30日
審議番号	公所	000000	本庁			
路線・河川名	国道２５２号外				予定価格	
工事箇所　自	大沼郡金山町大字本名地内外				21,183,120	
至						
工事概要	発注者支援業務　　Ｎ＝１式					

業者コード 業者名	落札者の住所 入札額及び再入札額		落札額（契約額）
300006699 日本振興（株）　東北支店	仙台市宮城野区榴岡４－３－１０仙台ＴＢビル４Ｆ		
	（1）17,680,000 （3）	（2） （4）	19,094,400
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	

※　上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※　測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式３（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

別紙「随意契約理由書」のとおり

変更契約の内容

変更契約年月日	年　　月　　日
変更後の完成年月日	年　　月　　日
変更後の契約金額	円
変更契約をする理由 □ 1　現場精査による数量増（減） □ 2　（　　）工事追加による増額 □ 3　その他（　　）	

随意契約理由書

16-41540-0468

本業務は、東日本大震災以降の事務量の増大に伴い、技術担当職員の不足による適正な事業管理に支障が生じることへの対応として、関係機関との調整業務や設計積算業務、監督に関する現場技術業務を実施するものである。

本業務を遂行するためには、土木工事に関する専門的知識と高い技術力を有する技術者を派遣出来る者でなければ業務の目的を達することができない。

このため、契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。